

## 別紙第2

# 勸 告

次の事項を実現するため、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）を改正することを勧告する。

### 1 一般職の職員の給与に関する法律の改正

#### (1) 俸給表

現行の俸給表（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表を除く。）を別記第1のとおり改定すること。

#### (2) 諸手当

##### ア 住居手当について

(ア) 住居手当は、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対して支給すること。

(イ) 職員が自ら居住するための借家・借間に係る住居手当の支給月額は、家賃の月額と16,000円との差額が11,000円以下の職員についてはその差額、その差額が11,000円を超える職員についてはその超える額の2分の1の額を17,000円を限度として11,000円に加算した額とすること。

##### イ 勤勉手当について

(ア) 令和元年12月期の支給割合

a 特定管理職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員以外の職員

(再任用職員を除く。)

勤勉手当の支給割合を0.975月分とすること。

b 特定管理職員 (再任用職員を除く。)

勤勉手当の支給割合を1.175月分とすること。

c 指定職俸給表の適用を受ける職員

勤勉手当の支給割合を1.025月分 (再任用職員にあつては、0.55月分) とすること。

(イ) 令和2年6月期以降の支給割合

a 特定管理職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員以外の職員  
(再任用職員を除く。)

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.95月分とすること。

b 特定管理職員 (再任用職員を除く。)

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.15月分とすること。

c 指定職俸給表の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分 (再任用職員にあつては、それぞれ0.525月分) とすること。

## 2 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 令和元年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.725月分とすること。

イ 令和2年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

### 3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

ア 令和元年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.725月分とすること。

イ 令和2年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

### 4 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、平成31年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイの(ア)、2の(2)のア及び3の(2)のアについてはこの勧告を実施するための法律の公布の日から、1の(2)のア及びイの(イ)、2の(2)のイ並びに3の(2)のイについては令和2年4月1日から実施すること。

(2) 住居手当の支給に関する経過措置

令和2年3月31日において職員が自ら居住するための借家・借間に係る

住居手当を支給されていた職員であって、1の(2)のアの改定に伴い、当該住居手当の支給月額が2,000円を超えて減ぜられることとなる職員等については、同年4月1日から令和3年3月31日までの間、住居手当の支給に関し所要の措置を講ずること。